○防衛省告示第二百六十六号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

令和八年十一月四日

防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	名称	付与年月日
ＪＳＬＩ	五一九	しょうげい	令和八年十月八日

○防衛省告示第二百六十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十一月四日

防衛大臣　小泉進次郎

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

日時　令和八年十一月九日から同月十三日までの間、毎日〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ｱ)から(ｷ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｷ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ｳ)及び(ｸ)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下並びに(ｳ)及び(ｸ)を結んだ線から北側で(ｲ)及び(ｹ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下並びに(ｲ)及び(ｹ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(ｲ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ｳ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(ｴ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(ｵ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(ｶ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(ｷ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ｸ)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ｹ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻

○防衛省告示第二百六十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年十一月四日

防衛大臣　小泉進次郎

日時　令和八年十一月九日（予備、同月十日及び同月十一日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｴ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ｱ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(ｲ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ｳ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ｴ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

議案提出

十月三十日委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

議案送付

十月三十日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
地方公務員災害補償法及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

質問書提出

十月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ｅスポーツ関連業務を活用した障害者就労支援に関する質問主意書（小川淳也提出）

答弁書受領

十月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎提出不動産取引の運用改善に関する質問に対する答弁書

報告書受領

十月三十日内閣から次の報告書を受領した。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針の変更の報告

参議院

議案提出

十月三十日議員から次の議案が提出された。

消費税の税率を当分の間の措置として引き下げる等のために講ずべき措置に関する法律案（神谷宗幣外一名発議）（参第二号）

また、同日衆議院から次の議案が提出された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二号）

議案受領

十月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）
特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第二号）
国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第四号）